

労働安全衛生規則の一部を改正する省令案 新旧対照条文

- 一 労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）（抄）
- 二 厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十七年厚生労働省令第四十四号）（附則第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一編（略）</p> <p>第二編 安全基準</p> <p>第一章～第八章の六（略）</p> <p>第九章 墜落、飛来崩壊等による危険の防止</p> <p>第一節 墜落等による危険の防止（第五百十八条―第五百三十三条）</p> <p>第二節 飛来崩壊災害による危険の防止（第五百三十四条―第五百三十九条）</p> <p>第三節 <u>ロープ高所作業における危険の防止（第五百三十九条の二―第五百三十九条の九）</u></p> <p>第十章～第十二章（略）</p> <p>第三編・第四編（略）</p> <p>附則</p> <p>第二編 安全基準</p> <p>第九章 墜落、飛来崩壊等による危険の防止</p>	<p>目次</p> <p>第一編（略）</p> <p>第二編 安全基準</p> <p>第一章～第八章の六（略）</p> <p>第九章 墜落、飛来崩壊等による危険の防止</p> <p>第一節 墜落等による危険の防止（第五百十八条―第五百三十三条）</p> <p>第二節 飛来崩壊災害による危険の防止（第五百三十四条―第五百三十九条）</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>第十章～第十二章（略）</p> <p>第三編・第四編（略）</p> <p>附則</p> <p>第二編 安全基準</p> <p>第九章 墜落、飛来崩壊等による危険の防止</p>

第三節 ロープ高所作業における危険の防止

(新設)

(ライフラインの設置)

第五百三十九条の二 事業者は、高さが二メートル以上の箇所であつて作

(新設)

業床を設けることが困難なところにおいて、昇降器具(労働者自らの操作により上昇し、又は下降するための器具であつて、作業箇所の上方にある支持物にロープを緊結してつり下げ、当該ロープに労働者の身体を保持するための器具(以下この条及び次条において「身体保持器具」という。))を取り付けたものを用いて、労働者が当該昇降器具により身体を保持しつつ行う作業(四十度未満の斜面における作業を除く。以下この節において「ロープ高所作業」という。)を行うときは、身体保持器具を取り付けたロープ(以下この節において「メインロープ」という。)以外のロープであつて、安全帯を取り付けるためのもの(以下この節において「ライフライン」という。)を設けなければならない。

(メインロープ等の強度等)

第五百三十九条の三 事業者は、メインロープ、ライフライン、これらを

(新設)

支持物に緊結するための緊結具、身体保持器具及びこれをメインロープに取り付けるための接続器具(第五百三十九条の五第二項第四号及び第五百三十九条の九において「メインロープ等」という。)については、十分な強度を有するものであつて、著しい損傷、摩耗、変形又は腐食がないものを使用しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、メインロープ、ライフライン及び身体保持

器具については、次に定める措置を講じなければならない。

一 メインロープ及びライフラインは、作業箇所の上方にある堅固な支持物（以下この節において「支持物」という。）に緊結すること。この場合において、メインロープ及びライフラインは、それぞれ異なる支持物に、外れないように確実に緊結すること。

二 メインロープ及びライフラインは、ロープ高所作業に従事する労働者が安全に昇降するため十分な長さのものとすること。

三 突起物のある箇所その他の接触することによりメインロープ又はライフラインが切断するおそれのある箇所（次条第四号及び第五百三十九条の五第二項第六号において「切断のおそれのある箇所」という。）に覆いを設ける等これらの切断を防止するための措置（同号において「切断防止措置」という。）を講ずること。

四 身体保持器具は、メインロープに接続器具（第一項の接続器具をいう。）を用いて確実に取り付けること。

（調査及び記録）

第五百三十九条の四 事業者は、ロープ高所作業を行うときは、墜落又は物体の落下による労働者の危険を防止するため、あらかじめ、当該作業に係る場所について次の事項を調査し、その結果を記録しておかなければならない。

- 一 作業箇所及びその下方の状況
- 二 メインロープ及びライフラインを緊結するためのそれぞれの支持物の位置及び状態並びにそれらの周囲の状況

（新設）

- 三 作業箇所及び前号の支持物に通ずる通路の状況
- 四 切断のおそれのある箇所の有無並びにその位置及び状態

(作業計画)

第五百三十九条の五 事業者は、ロープ高所作業を行うときは、あらかじめ、前条の規定による調査により知り得たところに適応する作業計画を定め、かつ、当該作業計画により作業を行わなければならない。

2 前項の作業計画は、次の事項が示されているものでなければならない。

- 一 作業の方法及び順序
  - 二 作業に従事する労働者の人数
  - 三 メインロープ及びライフラインを緊結するためのそれぞれの支持物の位置
  - 四 使用するメインロープ等の種類及び強度
  - 五 使用するメインロープ及びライフラインの長さ
  - 六 切断のおそれのある箇所及び切断防止措置
  - 七 メインロープ及びライフラインを支持物に緊結する作業に従事する労働者の墜落による危険を防止するための措置
  - 八 物体の落下による労働者の危険を防止するための措置
  - 九 労働災害が発生した場合の応急の措置
- 3 事業者は、第一項の作業計画を定めたときは、前項各号の事項について関係労働者に周知させなければならない。

(作業指揮者)

(新設)

第五百三十九条の六 事業者は、ロープ高所作業を行うときは、当該作業

(新設)

を指揮する者を定め、その者に前条第一項の作業計画に基づき作業の指揮を行わせるとともに、次の事項を行わせなければならない。

- 一 第五百三十九条の三第二項の措置が同項の規定に適合して講じられているかどうかについて点検すること。
- 二 作業中、安全带及び保護帽の使用状況を監視すること。

(安全带の使用)

第五百三十九条の七 事業者は、ロープ高所作業を行うときは、当該作業

(新設)

を行う労働者に安全带を使用させなければならない。

- 2 前項の安全带は、ライフラインに取り付けなければならない。

- 3 労働者は、第一項の場合において、安全带の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。

(保護帽の着用)

第五百三十九条の八 事業者は、ロープ高所作業を行うときは、物体の落

(新設)

下による労働者の危険を防止するため、労働者に保護帽を着用させなければならない。

- 2 労働者は、前項の保護帽の着用を命じられたときは、これを着用しなければならない。

(作業開始前点検)

第五百三十九条の九 事業者は、ロープ高所作業を行うときは、その日の

(新設)

作業を開始する前に、メインロープ等、安全带及び保護帽の状態について点検し、異常を認めるときは、直ちに、補修し、又は取り替えなければならぬ。

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（特別教育を必要とする業務）</p> <p>第三十六条 法第五十九条第三項の厚生労働省令で定める危険又は有害な業務は、次のとおりとする。</p> <p>一 三十九 （略）</p> <p>四十 高さが二メートル以上の箇所であつて作業床を設けることが困難なところにおいて、昇降器具（労働者自らの操作により上昇し、又は下降するための器具であつて、作業箇所の上方にある支持物にロープを緊結してつり下げ、当該ロープに労働者の身体を保持するための器具（第五百三十九条の二及び第五百三十九条の三において「身体保持器具」という。）を取り付けたものをいう。）を用いて、労働者が当該昇降器具により身体を保持しつつ行う作業（四十度未満の斜面における作業を除く。以下「ロープ高所作業」という。）に係る業務</p> <p>（特別教育の細目）</p> <p>第三十九条 前二条及び第五百九十二条の七に定めるもののほか、第三十六号第一号から第十三号まで、第二十七号、第三十号から第三十六号まで、第三十九号及び第四十号に掲げる業務に係る特別教育の実施について</p>	<p>（特別教育を必要とする業務）</p> <p>第三十六条 法第五十九条第三項の厚生労働省令で定める危険又は有害な業務は、次のとおりとする。</p> <p>一 三十九 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>（特別教育の細目）</p> <p>第三十九条 前二条及び第五百九十二条の七に定めるもののほか、第三十六号第一号から第十三号まで、第二十七号、第三十号から第三十六号まで及び第三十九号に掲げる業務に係る特別教育の実施について必要な事</p>



て必要な事項は、厚生労働大臣が定める。

(ライフラインの設置)

第五百三十九条の二 事業者は、ロープ高所作業を行うときは、身体保持器具を取り付けたロープ（以下この節において「メインロープ」という。）以外のロープであつて、安全帯を取り付けるためのもの（以下この節において「ライフライン」という。）を設けなければならない。

項は、厚生労働大臣が定める。

(ライフラインの設置)

第五百三十九条の二 事業者は、高さが二メートル以上の箇所であつて作業床を設けることが困難なところにおいて、昇降器具（労働者自らの操作により上昇し、又は下降するための器具であつて、作業箇所の上方にある支持物にロープを緊結してつり下げ、当該ロープに労働者の身体を保持するための器具（以下この条及び次条において「身体保持器具」という。）を取り付けたものをいう。）を用いて、労働者が当該昇降器具により身体を保持しつつ行う作業（四十度未満の斜面における作業を除く。以下この節において「ロープ高所作業」という。）を行うときは、身体保持器具を取り付けたロープ（以下この節において「メインロープ」という。）以外のロープであつて、安全帯を取り付けるためのもの（以下この節において「ライフライン」という。）を設けなければならない。

三 厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十七年厚生労働省令第四十四号）【附則第三条関係】

（傍線の部分は改正部分）

改正案		現行																																	
<p>別表第一（第三条及び第四条関係）</p> <p>表一</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第三百九十九条の規定による記録の保存</td> <td>第三百九十九条の規定による記録の保存</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>表二 (略)</p> <p>別表第二（第五条、第六条及び第七条関係）</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>労働安全衛生規則</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第三百九十九条の規定による記録</td> <td>第三百九十九条の規定による記録</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>		(略)	(略)	労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）	(略)	第三百九十九条の規定による記録の保存	第三百九十九条の規定による記録の保存	(略)	(略)	(略)	(略)	労働安全衛生規則	(略)	第三百九十九条の規定による記録	第三百九十九条の規定による記録	(略)	(略)	<p>別表第一（第三条及び第四条関係）</p> <p>表一</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第三百九十九条の規定による記録の保存</td> <td>第三百九十九条の規定による記録の保存</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>表二 (略)</p> <p>別表第二（第五条、第六条及び第七条関係）</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>労働安全衛生規則</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第三百九十九条の規定による記録</td> <td>第三百九十九条の規定による記録</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(新設)</td> </tr> </table>		(略)	(略)	労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）	(略)	第三百九十九条の規定による記録の保存	第三百九十九条の規定による記録の保存	(略)	(略)	(略)	(略)	労働安全衛生規則	(略)	第三百九十九条の規定による記録	第三百九十九条の規定による記録	(略)	(新設)
(略)	(略)																																		
労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）	(略)																																		
第三百九十九条の規定による記録の保存	第三百九十九条の規定による記録の保存																																		
(略)	(略)																																		
(略)	(略)																																		
労働安全衛生規則	(略)																																		
第三百九十九条の規定による記録	第三百九十九条の規定による記録																																		
(略)	(略)																																		
(略)	(略)																																		
労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）	(略)																																		
第三百九十九条の規定による記録の保存	第三百九十九条の規定による記録の保存																																		
(略)	(略)																																		
(略)	(略)																																		
労働安全衛生規則	(略)																																		
第三百九十九条の規定による記録	第三百九十九条の規定による記録																																		
(略)	(新設)																																		